

「M情報デスク」サポート団体  
 救う会大阪 NO!民主桜組  
 米国に原爆投下謝罪を求める会  
 大阪の公教育を考える会  
 スパイ防止法の制定を求める会  
 外国人参政権に反対する会・関西  
 日教組の憲法行為を自及する市民の会  
 竹島を奪還する会・関西  
 靖国神社に眠る御霊に感謝する会

# MASUKI INFO, DESK FIGHTING REPORT



No. 126  
 【発行・編集】  
 MASUKI情報デスク  
 増木直美  
 大阪府豊中市上新田2-6-25-113  
 TEL 090-3621-1509  
 FAX 06-6835-0974  
<http://mid.parfe.jp/>  
 mid@jewel.ocn.ne.jp

# あけましておめでとうございます 本年もよろしくお願ひ申し上げます

## 国民・市民運動をいかに議員を説得するか

### MASUKI情報デスク 増木重夫

議員への「説得」が議会  
 制民主主義の基本！

日本国憲法の前文に「正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し」と書かれています。地方では「国会」を「地方議会」と置き換えてください。チョッ／＼極端なひねくれ者の言い方をすると、政治的な言動は議員にしか権限がない。国民・市民は代表者を通じて行動しろ。もちろんデモや街宣等の直接的な行動はアカン！・・・

アカンというより行政は耳を傾ける必要はない。と読むことができます。もちろん思想信条、表現の自由も同時に保証されていることは言うまでもありませんが、さらに極端な言い方をエスカレートさせると、行政は国会地方問わず代表者（議員）の言うことだけ聞いていたらいいいのであって、「一般国民・市民の言うことなど知らんワイ！ 言いたいことがあるなら議員を通じて言うてこい！ 憲法にそつ書いてあるやろー！」でも構わないわけです。無茶苦茶な言い方ですが、一筋筋は通っていますか。

憲法には「代表者を通じて行動し」と書いてあり、その文言は大変重たいものだと思います。議会制民主主義における政治的な活動とは、先ず議員になる。それがダメなら投票に行く。そして当選した議員に、自分の思想信条を訴える。説得することだと思えます。国民・市民活動とは議員への説得合戦なのです。

例えば市役所へ何かを頼みに行く。自分一人で行くのと議員に同伴していただくのでは職員の状態が全く違う。よく「議員ってそんなに偉いんか！」と冗談を飛ばしますが、偉いんです。憲法を保護人にした、唯一行動ができる人なので。本紙124号では「議員を動かす【秘】ノウハウ教えます」125

号では「議員の給与、高いの？」を書かせていただきました。私の議員への思いです。本年も昨年以上にいかに議員に働いていただくか。行政を動かすか。国を動かすか。戦ってまいりたいと思えます。



平成23年元旦の大阪護国神社

# 今日のツツ子

## 東京都議会議員 土屋敬之

### 年頭の「挨拶」

平成二十四年一月一日

平成24年の新年を迎えました。わが国は今、国家存亡の危機に立たされています。その実感を、国権の最高機関たる国会は認識していません。

TPP 参加がよい例で、「わが国の競争力が向上する」などと日本経済の現状を見誤っていることを証明するような発言があります。野田総理の言うように「中産階級を支える日本」などとうくに崩壊しています。以前も申し上げましたが、東京のある区では、年収300万以下が「割を超えています。その実態を総理や政治家は「知らない」のです。

先日、日系人部隊をテーマにしたドラマをテレビで見ましたが、あの当時の礼儀正しい日本人、日本を「神国だ」と大切に思う日本人は今、どのくらいいるのでしょうか。

韓国や北京政府を批判するのはいいのですが、彼の国の教育は、わが国を凌駕しています。歪んではいますが、きちんと自分の国の歴史を教え、愛国心を教えています。これではとても対抗出来ません。竹島問題で、彼らとディベート出来る人間がどれだけいるでしょうか。

日本国の象徴たる皇室問題について、きちんと自分の意見を言える人間がどれだけいるでしょうか。私も韓国や北京政府のやり方には批判をしています。しかし、肝心な日本が今のようなままでは対抗出来

ません。日教組批判を近頃の自民党はしていません。している議員はいますが、少数です。橋下さんの選挙では自民党が民主党や共産党などと相乗りして現市長を推しました。おかしなことではないでしょうか。

石原知事は、都庁職員を評して「去勢された宦官」と言いました。「議員にはなるべく情報は開示しない」と言うのが都庁職員の暗黙の了解です。国の機構ばかりに気を取られています。区や市にもとんでもない利権の構造、官僚主導の行政があります。全員とはいませんが、多くの議員はそのゆるま湯にひたり、役人は議員をまるで「友達」扱いです。役人のきき方をして、それに甘んじているのが区議、市議の多数です。地方議会は二元代表制です。行政と議会は切磋琢磨し、議論をすることから議会制民主主義が始まります。

そんな、中学生でも分かるような初歩的なことが出来ていません。秘書時代、ある市の議会局長が言っていました。「多くの議員が質問を書いてもらう。ある議員など、まだ、前の答弁をしていないに次の質問を読んだ」「一ページ原稿を飛ばして読んで、本人はそれに気づかない」とまるで漫才のようなことがあるそうです。もちろん、きちんと論点整理をして質問する議員もいます。そうした議員は成果を挙げています。

橋下さんが市長になったことに疑問を持つ人もあると思いますが、彼の主張は何も都構想だけではありません。よごん

だ役人体質の一掃にあります。無駄な経費の削減にあります。それは何も難しいことをしろと言っているではありません。民間企業が普通にやっていることをしようと言っています。それがどこが奇異で乱暴なことなのでしょうか。国民の多くは同じ考えです。私が、07年ぶりに、東京都の公務員制度改革を行使しよう。彼にもいろいろな抵抗があるでしょう。しかし、日本は崩壊の危機に直面していると言う実感があれば、そんな抵抗は粉砕出来ます。

政界再編などと言う、それこそ「ネコだまし」では、それを乗り切れません。乱暴であろうと何であろうと、日本を守護する政治が必要です。「先生、この質問、勘弁してください」と私も何度も言われました。「一生懸命やっていますから」とも言われました。小学生ではないので、一生懸命やっているから勘弁してくれなどと言う理屈は通りません。皆さんもそう思いませんか。

私たち議員は、選良と言われています。言われている以上、「ならぬものはならぬ」と言い通す必要があります。増税を言うのなら、徹底的に「官」それも、区・市などまで洗いざらいしたうえで、話をすべきです。それを実施したら増税など必要ありません。義務なきところに権利はない。当然のことです。あれも補助、これも支援で税金は安くはなりません。中学生の議論です。赤字国債など、子孫につけをまわすだけ。国民もそれを自覚すべきです。きちんとしたことを「きちんと」言える政治家が必要で。あれも補助、これも支援と言った政治家は、何のことない、サラ金からお金を借りて、海外旅行に行くのと同じ。今こそ、私のスローガンである、「平成維新」断行のときです。政治家も国民も「覚醒」しなければなりません。

断行のときです。政治家も国民も「覚醒」しなければなりません。

《7頁末尾より》  
め、児童・生徒の健全育成に貢献していただきます。

五、教員等は人間形成にかかわり、人を育成する、という大切な任務をはたしていただくため、懲戒・分限処分をはっきりさせました。

① 刑事罰にあたる行為をした教員等は教壇にたつことができないのは当然として、集団生活を指導しなければならぬ教員等が自らが組織の一員であることを忘れ、単独行動をとってみたり、生徒にとって迷惑となる指導力不足教員等は教壇から離れていただきます。

② 高等学校や幼稚園などで公立でなくても私立で運営が可能な教育機関は自由を求めて私学化を進めるべきですが、そのときには、公務員としての身分を離れ、教壇に立ち続けていただくための分限制度を設けました。

③ 意欲のある教員などで実績を残せば給与やボーナスが昇給しますが、そうではない教員等には降任もあり得ます。信賞必罰をはっきりさせました。

総じて、日本の教育行政は、文部官僚・教育官僚が、教育委員会制度を盾に、また、解釈を誤った政治的中立性をかざして、民意を排除し、最も教職員の管理が容易で教職員にゆとりを与える「ゆとり教育」などという間違った教育方針で教育をゆがめてきたために、日本人づくりは崩壊してきました。我々大阪維新の会は教育を文部官僚・教育官僚の手から国民の手に取り戻すべく大阪市教育基本条例を提案いたします。

教育は人間形成にかかわる大切な行政サービスです。のみならず、世界の競争



# 酒井信彦の日本ナシヨサリズム

## 元東京大学教授 酒井信彦

### トンドテモ国家・北朝鮮を 存続させている国際構造

2011年12月23日 00:10

北朝鮮の金正日総書記が、12月17日に急死し、それが19日に公表された。たちまち日本でも大騒ぎになって、マスコミは新聞もテレビも大報道に明け暮れている。しかし私には、それほどの大事件とも思われない。そもそも金正日は、国民の命を軽んずる我がまま男かも知れないが、強力な独裁者なのであろうか。その父親・金日成ですら、本物の独裁者、ヒトラー・スターリン・毛沢東などには、遥かに及ばない存在であったのだから、金正日などさしたる独裁者ではないであらう。

現在の世界において最も不幸なのは、亡国の運命に陥っているチベット人やウイグル人であるが、自前の国家を持ちながら悲惨な状況にあるのが、北朝鮮の国民である。その国家が、大量の餓死者が発生する「この世の地獄」国家であるからである。そしてこのようにトンドテモ国家が出現するに当たっては、諸外国が関係した、それなりの歴史的な経緯があることを、知っておかなければならない。

北朝鮮は、第二次大戦後の朝鮮半島の分断によって成立した。すなわちソ連が占領した所が北朝鮮に、アメリカが占領した所が韓国になったわけである。ちょうどヨーロッパにおける、東西ドイツの分断と同じである。「この朝鮮半島の分断の責任を日本の統治に求める、驚くべき歴史解釈

をする日本人がいるが、ソ連が不可侵条約を破って参戦しなければ、分断など起こりえなかったものであり、したがってソ連に参戦を求めたアメリカにも相応の責任がある。

そして韓国・北朝鮮両国が成立して間もなく、朝鮮戦争が勃発した。北朝鮮が韓国を併合しようと、軍事行動を起こしたのである。北朝鮮軍の快進撃によって、韓国は消滅の危機に直面したが、アメリカを中心とする国連軍が盛り返し、今度は逆に北朝鮮が追い詰められて、消滅寸前となる。このとき国境を越えて、中共軍が参戦して、結局以前とほぼ同様な分断状態に戻った。つまりこの時、中共軍が参戦していなかったら、北朝鮮は消滅しており、今日の北朝鮮問題は存在していなかったことになる。その意味で中共の責任は巨大である。

朝鮮戦争に関しては、忘れられがちな事実であるが、今でも休戦状態が続いているのであり、完全に終結しているわけではない。またこの戦争によって、朝鮮民族同士が殺し合い、南北あわせて400万人と言つ多大な死者を出した。これは当時の朝鮮人の人口3000万人の1割を超える莫大な犠牲であり、朝鮮民族の歴史上、最大の悲劇である。朝鮮人が、日本の統治時代を執拗に追及し続けるのは、この悲劇から目をそらさせる意味もあるであらう。

そして今から20年前、ソ連の衛星国であった東欧諸国が民主化され、ソ連自体も崩壊して15の国家に分裂し、共産

主義の支配が終焉した。それに伴って東アジアにおけるソ連の衛星国であったモンゴルは、民主化を遂げた。しかし同じ東アジアでも、冷戦体制の崩壊と言いながら、北朝鮮は共産主義支配が続き民主化できなかった。それは北朝鮮が中共の属国であった、中共の共産主義支配が続いていたからである。したがって北朝鮮という「この世の地獄」国家が存続している、最大の責任は中共にあることは、極めて明らかである。

朝鮮戦争で北朝鮮がまさに滅亡しようとしたとき、それを救った命の恩人は中共であるから、北朝鮮としては中共に頭が挙がらないのは当然である。以後も、北朝鮮に対してエネルギーや食料を供給しているのだから、生殺与奪の権を握っていると言って間違いない。したがって、北朝鮮の核兵器開発は、基本的に日本などの外国に対する脅迫の手段であると言わなければならない。真に独自の核兵器の保有など、ご主人様の中中共が容認するはずがないからである。

ソ連の崩壊後、北朝鮮の庇護者である中共の存続を容認し、しかもその急速な経済成長に協力したのはアメリカ力である。つまりアメリカもまた、北朝鮮の延命に手を貸していることになる。北朝鮮を巡る「六者協議」は、その米中癒着の見事な産物と言つことができる。

要するに、北朝鮮に対する中共を主役とする、国際管理の体制は既に出来上がっているわけである。したがって「独裁者」金正日が死亡したところで、基本的構造が揺らぐはずもない。現在しきりに心配されている、政権崩壊による日本への大量難民の漂着といった事態は、起こらないに違いない。ただし北朝鮮もこのままではどうしようもない

《下段中央に続く》

《↓2頁末尾より》

に打ち勝つ人材育成の場でもありません。資源のない日本が、特に大阪が世界で生き残るためには唯一の資源である人材育成が不可欠です。世界の動向を考へ教育の方向性を決定するのは、国民に対して責任を負わない文部官僚・教育官僚ではなく、責任を問われる政治がその重責を負うべきです。

教育基本法・学校教育法・地方教育行政組織法は政治家が集う国会で、政治家がその内容を決めました。我々地方議会の議員も逃げることなく教育基本条例を設定すべく大阪市教育基本条例案を提案いたしました。

《↓上段末尾より》

のであるから、変化させて行かざるを得ない。変化の方向は、「中共化」と言うことになるであらう。それは共産主義政権のままで、経済を一定程度自由化することである。すでに金正日の時代にその方向への動きが見られていた。つまり今後、核の放棄を最大の切り札として、アメリカ・日本などと正式な国交を成立させ、経済開放が促進されると考えられる。日本は植民地支配の償いとして、巨額な経済援助を提供することになるであらう。

それはかりではない。その時、拉致被害者は帰って来るかもしれないが、日本人妻とその親類縁者の多数が帰国するであらう。更には不法難民ならぬ合法移民が、大量にやってくるであらう。つまり、北朝鮮問題が解決しからと言って、我が国にとって喜んでいられない状態になることは、充分に覚悟しておかなければならない。目先のことにガタガタ騒いでいる暇があったらキチンと歴史を回顧して、今後の行く末を見極めることが大切だ。

# 西村修平が語る日本イデオロギ

## 主権回復を目指す会 西村修平

新春に寄せて

この国の矜持はいかにと  
聳え立つ

富士の勇姿に

わが襟ただす

臣民は分を弁えよ  
皇室を蔑ろにする下々の思い  
上がる

保守派が無視する

『男系天皇絶対論の危険性 — 女系容認こそ日本文明だ—』(酒井信彦)

藤村修官局長官は11月25日の記者会見で、女性皇族が結婚しても皇族の身分にとどまれるようにする「女性宮家」の創設を今後の検討課題とする考えを明らかにした朝日新聞(11月25日)。こうしたなかで、保守派が一斉に「男系絶対主義」の維持を叫び、女系天皇で日本が没落するなど、街宣まで繰り広げている。

主権回復を目指す会は今からほぼ5年前に、『男系絶対論の危険性—女系容認こそ日本文明だ』(講師：酒井信彦)と題した講演会を開催し、皇統の継承に関する見解と共に「男系絶対主義」を振りかざす保守派の謬見を指摘した。この中で酒井先生は皇室典範について、女性天皇でも女系天皇でも一向に構わない

と断じている。そのうえで、「男系継承の緻密性において、皇室ですらシナ・朝鮮の一般庶民にも劣る。男系絶対主義を振り回せば振り回すほど、日本の皇室よりも厳密な男系継承をつづけているシナ人・朝鮮人に頭が上がらなくなる」と警鐘を鳴らした。

「女系容認は日本文明だ」とまで断じたこの見解に、不思議なことであるが、未だ保守派からはまともな反論が見受けられない。

一方、「女性宮家創設」に対して、保守派と称する側から「民主党的陰謀」などと論じられているが真相は下記の通りだ。

【週刊新潮 No.400】

各新聞マスコミは野田総理が「女性宮家」創設構想に言及したと報道したが、10月5日に羽田信吾・宮内庁長官が官邸を直接訪ね、「女性宮家」創設を喫緊の課題として検討すべく要請した(宮内庁関係者)のが真相である。

「この要請」の主体はもちろん、宮内庁という役所などではありません。

今回は陛下直々の、極めて強い意志によるものであり、そのお考えをお帯びた長官が、使者として新政権に伝えるべく出向いたのです(同)

言うまでもないが、宮内庁から公式に発せられる言葉は単なる一行政機関の広報ではない。それは天皇陛下のお言葉である。宮内庁を通じた陛下のお言葉に耳を責せしめなければならない。

る臣民が心するところではないのか。

こうしたなかで、保守派が一斉に「男系絶対主義」の維持を叫び、女系天皇で日本が没落するなど、街宣まで繰り広げている。天皇陛下のご意志を意に介さない何たる思い上がりか。

皇室典範は憲法に規定されているとはいえ、皇室の家法とも言える法典であり、それ故に法治国家の建前上は一般国民の議論は当然あっていい。しかし、われわれはあくまでも皇室を敬う臣民である。その臣民がトラメカを街頭に持ち出して、街宣車の高見から口角泡を飛ばす咆哮は、到底見るに聞くに堪えない。しかも、薄汚れたのパンにリジャー帽をかぶり、口草旗を肩に担いだ形(なり)で……

この様は皇室に対する侮辱であり、敬愛の感情など欠片も見いだせない。あるのは、分を弁えぬ下々の思い上がりだけ、醜態この上ないのではないか。

皇室制度のあり方や運営、とりわけ皇室の家系の事柄は天皇陛下を筆頭とする皇室の方々の判断に委ねられるべきであり、恐れ多くも下々の一般国民が軽々しく口出すべきでない。我々は自覚すべきである。それこそ臣民の臣民たる皇室への敬愛ではないのか。正鶴を射た櫻田淳氏の見解に素直な気持ちで耳を傾けよう。

### 皇室典範改正の中身は皇室が決めるべきだ

櫻田 淳

皇室典範の改正に結び付く議論の時節が、再開しようとしている。野田佳彦(内閣総理大臣)は、首相官邸での記者会見の席で、女性宮家の創設の是非に関して、「皇室活動の安定性という意味から大変、緊急性の高い課題と認識している」と語った。秋篠宮殿下は、天皇陛下の公

務に関わる「定年制」の必要を提起された。現在の皇室制度は、「生身の人間」に支えられる制度としては、誠に憂慮すべき不安を抱えているのである。

筆者は、女性宮家の創設を含む皇室制度の運営に関わる事柄は、第一義としては天皇陛下を筆頭とする皇族の方々の判断に委ねられるべきであると唱えてきた。そもそも、皇室典範は、元々は皇室の「家法」とも呼ぶべき法典である。それは、明治憲法制定以前の明治二十一年に制定されていたものであり、当初は明治憲法典の下位法ですらなかった。

現在、皇室制度が国民の議論に供せられるものとされている根拠は、現行憲法典第二条に「皇位は、世襲のものであり、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する」と規定され、その規定に依りて現行皇室典範が「法律」として制定されたからである。野田が語ったように、少なくとも現行法制上の建前では、皇室制度の不安の解消には、「国民的な議論」を経ることが必要なのである。

しかし、小泉純一郎内閣下で私的諮問機関「皇室典範に関する有識者会議」(座長/吉川弘之、以下、「吉川懇談会」と略)が設置された折、そこに出現したのは、「男系維持か、それとも女系容認か」を趣旨とする誠に仰々しい議論と先鋭な対立の風景であった。

普段、現行憲法典に代わる自主憲法の制定を主張し、皇室への崇敬を表明する「保守・右翼」層の中ですらも、皇室典範が皇室の「家法」である事情を踏まえた「躊躇」や「自制」を感じさせない向きがある。小泉内閣下の「吉川懇談会」報告書に対する彼らの反応が示唆するように、彼らもまた、《次頁4段目へ》

# 今月の活動・行動の報告

## 第4回靖国神社の安寧は絶対 護る」国民大集会

平成23年12月8日  
於 文京区民センター

「靖国神社の安寧は絶対護る」国民大集会は4回目を迎えることになりました。皆様のおかげ、先ずは感謝いたします。皆様もご存知のように、台湾の立法議員、高金素梅一行が一年前の8月11日、突如靖国神社に現れ、賽銭箱をまたぎ土足で拝殿に入るなど、狼藉三昧を行いました。



集会前に最近の台湾情勢を徳永弁護士に説明する門脇朝秀あけほの会会長

した。

そこで私たちは彼女達を刑法

188条(礼拝所不敬罪)等で麹町署に刑事告訴・告発。今年の8月11日、書類送検されました。そして東京地検の判断は不起訴。いろいろそれなりの事情はあったのでしようが我々は到底受け入れられません。できることは全てしたいと思います。検察審査会に審査請求します。そこで今回は担当の徳永信一弁護士に大阪からお出向きいただき「英霊への冒瀆は許さない」と題し、審査請求の詳細等を語っていただきます。

また、大阪で行なわれていた大江健三郎の英霊への冒瀆を許さない沖縄集団自決裁判の完全勝利を目指し、その続編と言うべき、「琉球新報言論弾圧弾劾訴訟」(那覇地裁)の経過報告、詳細も語っていただきました。

今回は運悪く大きな集会と重なってしまい、また荒天の土砂降りという普段の行いのせいなのかとんでもない日になってしまいました。大変集まりにくかったにもかかわらず、多くの人に会場にいただきました。「感謝」の二文字です。

靖国の安寧が確実に確保されるまで、来年も再来年も、同じ日に同じ趣旨で我々は集会を行うと思います。肅々と。今後ともご参加いただき一緒に戦っていたければ幸いです。



## 国家が危ない実務講演会

平成23年12月17日  
大阪ナンバ 高津ガーデン

「国家が危ない・実務講演会」と題し、東京より「外国人参政権に反対する市民の会・東京」の村田春樹代表(右写真)にこ来阪いただき、「自治基本条例」、「皇室典範改正(改悪)」、「人権救済法案」等の時事問題を解説していただきました。会場が定員厳守で有名な高津ガーデンしか取れず、会場に入りきれずご迷惑をおかけした方もおられました。申し訳ありません。

講演後の質疑応答では、大変活発な意見が出て、それでも収拾がつかず続きを懇親会で。村田先生には大変落ち着かない、慌ただしい思いをさせてしまいました。

村田先生の講演のなかで、先生が言いたかったことは、「ここ(制定の動き)が表面化してしまっているからでは遅い」とのことです。左の連中は議員等を通じて裏に情報入手が早い。先手必勝が肝要!

《↓前頁末尾より》  
現行憲法典を批判しながら、その一方で現行憲法典の規定に許される体裁で皇室典範の有り様を論じているのはなにかうか。

「吉川懇談会」報告書発表後の議論の沸騰を考え併せるとき、「法律」としての皇室典範の改正の過程でも、「男系維持か女系容認か」に絡む仰々しい議論と先鋭な対立の風景が再現されるであろうことは、想像に難くない。

そもそも、皇室制度は、国民各層の「断絶」を埋め、その「統合」を担保する意味を持つ制度である。諸々の政治判断は、絶えず誰かを優遇し他の誰かを疎外した結果として生ずる「断絶」を織り込まざるを得ないけれども、皇室制度は、そうした政治判断の「不備」を中和する機能を果たしてきたのである。そうした制度を十全ならしめる際に、民主主義体制下における喧々諤々たる「国民的な議論」を経ることが相応しいのかということ、は、あらためて問われなければならない。

故に、目下、検討対象として挙がっている女性宮家の創設や譲位の手続きの整備を含めて、具体的な典範改正の本身は、市井の喧騒から離れたところで、皇室の中での静かな議論を通じて決定されるべきであろう。無論、その議論の際には、法制、歴史、思想を含む様々な領域の学術上の知見が、適宜、参照されることもあろう。現行皇室典範は、国会の議決した「法律」であるけれども、その改正の立法過程では、皇室の判断に則った対応が行われるべきである。

〔http://astandasahi.com/magazine/wrpolitics/2011120600004.htm〕より引用



# 大阪維新の会・教育基本条例案

天気晴朗なれど波高し

「大阪維新」か「橋下維新」か。どちらでもいいのだが、私は橋下維新を高く評価している。「評価している。」などという大変僥倖だが。

年末に橋下市長は組合に対し、「市役所から出て行け！」仕事始めの4日、さらには追い打ち「いつ出てくんだー！」

私は今まで、大阪市は行ったことがないが、豊中市、吹田市、西宮市等々、あちこちの自治体に何回も何回も足を運び、役所から組合（自治労や日教組）の事務所を追い出すよう申し入れをしてきた。そのたびに組合の自動車を人目につかないところへ場所変えをする程度でこまかされてきた。各自自治体とも、追い出せないそれぞれの事情はあるが、おかし

いものはおかしい。「組合に金を貸すなら私にも貸して欲しい。」と言うのが私の戦術だが役所が「ウン」と言う訳がない。それを橋下市長が一発で解決しようとしているわけだ。

だから各自自治体は橋下改革が波及するのを恐れている。参考までに橋下批判の記事を紹介したい。 増木

毎日新聞 2011年12月16日  
教育基本条例案：「大阪維新の会」案 各地の教育界に拒絶感 教師「罰」ありきの印象」／識者は政治介入を問題視

教育への政治介入や評価の低い教員の処分規定を盛り込んだ地域政党「大阪維新の会」の教育基本条例案。11月27日にあった大阪の府知事・市長ダブル選

で維新の会が圧勝し、実現に向け一歩進んだ。「維新ショック」は全国の教育界にも広がっている。「田中博子、福田隆、遠藤拓、木村健二」

「教育委員会は、今回の選挙の結果をしっかりと重く受け止めるようお願いしたい」

ダブル選の当選記者会見で、橋下徹・新大阪市長はこう述べた。維新は現在、府、大阪・堺両市の3議会での条例案可決を目指している。維新の条例案には、これまで「橋下教育改革」に協力してきた府の教育委員も反対を表明。中西正人教育長を除く全委員5人が、条例案が可決されれば辞任する意向を一時表明するなど異常事態となっている。

◇ 維新の条例案について、全国の教育関係者は一様に否定的だ。特に現役の教師からは厳しい批判の声が上がっている。 栃木県立高校の30代の男性教諭は

「教員にも生徒にもまったくためにならない」と言い切る。「教員は自分の評価を高めることにきゅうきゅうとし、同僚と協力しなくなり、クラス編成で成績の低い子を押しつけ合うことにもなりかねない」とし、学校の雰囲気は極端な悪化を予想。「そんな職場で働きたくない」と話した。東京都の市立小に勤める男性教諭(34)は東京の実情と比較しながら「石原都政の10年余りで、都教委が教員への管理を強めた結果、特に若手は現場の状況に即していない指示でも、そのまま従うようになった。大阪もそうなるのでは」と懸念。「問題教員も

いるが、背景に過密な労働環境があることも知ってほしい。処分強化で学校は良くなり」と訴える。

千葉県内の公立高校の50代の男性教諭は条例案について「まず『罰』ありきの印象。教育の質向上が目的なら、処分より研修の充実が先ではないか」とし、

統廃合も「定員割れを一方的に努力不足と評価するのは乱暴。結果的に行き場のない子供が増える」と疑問視する。しかし「今の学校には批判をはね返す力はない。生徒が活躍することで、教師の仕事を理解してもらうしかない」とも話した。

一方、教育行政の立場からは慎重な意見が目立つ。 文部科学省は府教委の問い合わせに、知事には教育目標の設定権限がないことから、条例案が地方教育行政法に抵触する可能性を示した。同省幹部は「教委に府民の意見がなかなか反映されていない、という改革を求める声自体は前向きに受け止めなければならない。議論を見守りたい」と話した。東北地方のある市の教育長は「一般論だが、教育は信頼関係を基に課題を共有することで、効果が上がる。学校と教育行政に加え、市長部局と教委の信頼関係も非常に重要だ」と慎重な姿勢を示した。

◇ また、有識者は、条例案が基本概念として教育への政治介入を認めている点を問題視する。

政治評論家の森田実氏は「条例案の一番の問題点は、政治のトップが教育に口を出せる体制を作ること。言うことを聞かない教員を排除するのであれば、戦前戦中と変わらない」と指摘。「政治権力は『今すぐ成果がほしい』と考え、教育を利用しようとする傾向が強い。教育は国

家百年の計で、長い目で考えるべき課題ばかり。たとえ世論の支持があっても、政治権力は教育に干渉、介入すべきでない」と警鐘を鳴らす。

法政大の佐貫浩教授(教育学)は「橋下氏らは『不当な支配に服することなく行われるべきだ』と規定した教育基本法の趣旨を全く理解していない。知事が教育目標を設定し、教員の処分を厳格にすれば、教育は事実上知事の思いのままになる」とし、「教育基本条例と銘打っても、実態は『取り締まり条例』『処分条例』だと皮肉った。

◇ 批判的な見方が大勢を占める中、松井一郎府知事は今月、条例案修正の姿勢を見せている。維新の会が少数会派の堺市議会では15日、条例案を否決した。それでも、維新が過半数を占める府議会では、強行採決する可能性は否定できず、2月府議会の最終日まで緊張は続く。

◇ 維新の会の大府教育基本条例案骨子  
・ 知事が教育委員会と協議し教育目標を設定  
・ 府立高全校長を公募  
・ 3年連続定員割れの府立高は統廃合  
・ 学力テストの学校別結果を公表  
・ 保護者らの学校協議会が校長・教員を評価

・ 2年連続最低評価の教員は分限処分(免職含む)

組合(日教組)の広報誌のような毎日新聞だからこのような文章になる。当たり前といえは当たり前だが、例えば「教育への政治介入」だと批判する。ならば「組合の政治介入」は許されるのか。教員がやっちゃいけないのは特定政党や特

定候補の応援であって、くつたら教員の首切りがどうして政治介入になるのか。本末転倒だ。いや、組合・・・アンタワからだけはやれとうない「政治介入だ」と。教育の不備の尻拭きは誰がしてきた。言いたくないが、我々学習塾だよ。

※私 (増木) の本業は学習塾です。

次に件の教育基本条例案前文と大阪府会での趣旨説明 (一部) を紹介します。一度じっくり読んでいただきたい。常識人なら納得できることばかりだと思います。ポイントは5つ。

- ① 教委の情報公開
- ② 保護者・地域住民等が積極的に関与
- ③ 子供の特性を活かした学校選択制
- ④ 校長・副校長の公募制
- ⑤ 教員に対する信賞必罰

【参考】この教育基本条例案は、大阪府も大阪市も基本的には全く同じ。役所の構成の違いだけそれに呼応している。

### 大阪府教育基本条例案

<http://osakanet.web.fc2.com/kyokujoreih.html>

#### 前文

大阪府における教育行政は、選挙を通じて民意を代表する議会及び首長と、教育委員会及び同委員会の管理下におかれる学校組織 (学校教職員を含む) が、法令に従ってともに役割を担い、協力し、補完し合うことによって初めて理想的に実現されるものである。教育行政からあまりに政治が遠ざけられ、教育に民意が十分に反映されてこなかった結果生じた不均衡な役割分担を改善し、政治が適切に教育行政における役割を果たし、民の力が確実に教育行政に及ばなければならない。教育の政治的中立性や教育委員会の独立性という概念は、従来、教育行政に政

治は一切関与できないかのように認識され、その結果、教員組織と教育行政は聖域扱いされがちであった。しかし、教育の政治的中立性とは、本来、教育基本法第14条に規定されているとおり、「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育」などを行ってはならないとの趣旨であって、教員組織と教育行政に政治が関与できない、すなわち住民が一切の影響力を行使できないということではない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、第23条及び第24条において、教育委員会と地方公共団体の長の職務権限の分担を規定し、教育委員会に広範な職務権限を与えている一方、第25条においては、教育委員会及び地方公共団体の長は、事務の管理・執行に当たって、「条例」に基づかなければならない旨を定めている。すなわち、議会が条例制定を通じて、教育行政に関与し、民意を反映することは、禁じられているところか、法律上も明らかに予定されているのである。

大阪府における教育の現状は、子どもたちが十分に自己の人格を完成、実現されているとはいえない状況にある。とりわけ加速する昨今のグローバル社会に十分に対応できる人材育成を実現する教育には、時代の変化への敏感な認識が不可欠である。大阪府の教育は、常に世界の動向を注視しつつ、激化する国際競争に対応できるものでなければならぬ。教育行政の主体が過去の教育を引きずり、時宜にかなった教育内容を実現しないとなれば、国際競争から取り残されるのは自明である。

我々は、我が国の未来を担う子どもた

ちの適切な教育を受ける権利に対して責任を負うことを自覚し、この条例を制定する。

### 大阪市教育基本条例提案趣旨説明

<http://www.ishinokai-osakashi.jp/p/230930kyoukukuhonjourai.html>

一、教育委員会が全てを決定するのではなく、時代が求める教育の実現を目指しています。その方向性は3つあります。

- ① 「時代が求める教育」を判断するのは何の責任も負わない教育委員会ではなく、選挙で選ばれた首長が民意を反映してその方向性を判断する、ということ です。首長がその判断を誤れば、リコールもありませんし、何よりも選挙で当選することができません。
- ② 民意を反映させるためには、議会の「関与」が必要です。これまでの議会は教育委員会の独立性に拒まれ、文句を言うだけの役割しか果たせませんでした。この議会の「関与」こそが、議会を利益団体の代表議会ではなく、民意を適切に反映させる議会に変える役割を担うことになる、と考えます。
- ③ 保護者や周辺地域住民、何よりも小・中一貫教育を実現し、地域に愛され、信頼される教育を目指し、学校運営協議会を設け、地域事情に合った学校づくりを実現します。

深く自覚するとともに、組織の一員という自覚をもち、教育委員会のみならず、首長の経営指針にも服さなければならない。せん。

- ② 保護者は、より良い教育の実現に貢献するよう努めなければなりません。学校関係者への不当な態様による要求等は禁止し、子供には社会常識・基本的な生活習慣を身に付けさせる義務を負います。
- ③ 周辺地域住民は、部活動を初めとする学校運営に主体的に関わる義務を負い、学校関係者への不当な態様による要求等は禁止します。

三、保護者に我が子の教育に責任を付与する以上、学校選択制を導入しました。教育にも「自由」が求められます。

- ① 「勉強は嫌いだけれども、スポーツでは負けない」「習字や絵画・歌に秀でている」「ものじくり」に対する発想や器用さでは負けない」「人への思いやりや優しさ」のぬくもりが人一倍強い」など、子供にあった教育を保護者が責任者として判断することができる仕組みづくりが可能となるシステムづくりができます。
- 四、以上のことが可能となる、校長・副校長の準特別職については公募制を取り入れました。
- ① 学校長にはその学校のマネジメントをしていただき、学校運営の責任を負っていただきます。そのために、校長には一定の人事権と予算請求権を付与します。

② 現職教員も、年功序列ではなく、志のある教職員であれば若年でも公募して校長になることができますし、広く、研究者・経済人・公務員など、人材を求



台湾民政府 150名靖国参拜皇居参賀

北海道小樽 石戸谷慎吉

我々は日本国民として、靖国神社に参拝し、日本国天陛下下のお誕生日をお祝いするため皇居にやってきました。

台湾民政府

台湾、また米国より台湾民政府幹部150名が来日して12月21日、靖国神社で慰霊祭を催行し、23日は天長節祝寿参賀を行なった。また、国会見学、都議会での歓迎会等、実り大きいものであったと自負し、手伝えたことを何よりも誇りと、幸せに思っている。台湾民政府は「台湾の地位は未定で、台湾は米国が占領しており、確定するまでは天皇陛下の皇土の一部であり、自分たちの国籍は日本である。」と考えている台湾人の団体で、最近結成されました。靖国神社で慰霊祭だ。天長節参賀ならば、手伝わざるを得ませんでした。

北海道小樽赤吉

石戸谷慎吉

平成23年12月20日

台湾より台湾民政府の御一行150名が羽田に降り立った。

そして、21日、日本国民として靖国神社に参拝。23日、日

《次頁の段に続く》



上；日本人として靖国を参拝し、全員で記念撮影  
左；日本国民として心から陛下の誕生日を祝う。  
下；都議会での歓迎会で先住民族の衣装で踊りを披露。カラーでないのが残念。





# 地方議員を卒業して年頭に思う

## 前宇部市議会議員 広重市郎

あけましておめでたいございます。

平成 23 年の 2011 年が、あつという間に終わりました。大変な 1 年でした。

3 月 11 日 (金) 14 時 46 分、想像を絶する未曾有の自然現象「東日本大地震」が日本を襲いました。政治・経済そして国内・国際社会においても混乱した年でした。私たちの国、「日本」はいったいどうなるのか、不安が増大しています。

昨年の 4 月 30 日を以って、小生、宇部市議会議員の役割を終わらせていただきました。5 期 20 年間、宇部市政に関与させていただき、地方行政のあり方、そして国政との関係等についていろんな面で、学ぶことが出来ました。ご支援してくださりました皆様、そしてご指導いただきました諸先輩の方々に心から感謝申し上げます。本当にご難うございました。地方議員から身を引き、「ゼロからのスタート」として歩んで、いきたいと思っております。

皆様のご健康、ご多幸を心からお祈りいたします。平成 24 年元旦 広重市郎  
~~~~~  
なお、新しい年を迎えるにあたり、私達を取り巻く諸問題・案件数件について、草莽の民、一国民として小生の思いを述べさせていただきます。

### ○皇室典範改正

「女性宮家創設」という形で表面化しました。安倍晋三元首相が「根本原理が崩れる危険性あり。戦後廃止された宮家の復活、旧宮家から現宮家への養子等、男

系天皇継承の方策を」と述べておられるが、全く同感。私たちそして子孫が、永い歴史と伝統を崩してはならない。

### ○TPP

政府は「TPP 環太平洋戦略的経済連携協定への参加交渉に入る」という。もちろん「参加」を前提にした方針。加盟国間での「関税撤廃」というだけではなく、21(24)の項目についてルール化するもので、「非関税障壁」をなくするという協定。日本という国の有る方、「国柄」を否定することにならないか。反面、安全保障・「中国」への対応を考えた時、参加すべきなのか。正直なところ、よく解らない。

ただ、「平成の開国」というのは馬鹿げている。許せない。

### ○消費税

基本的には税率を上げるべきだと思えます。但し、今の内閣ではとても任すわけにはいきません。少子高齢社会での「医療」「介護」「年金」「生活保護」などの社会保障が占める割合がどうなっているのか、これからどうなるのかを考えた時、今の税制ではまかなう事は出来ません。社会保障面においては、「入るを計って、出るを制す」ことが必要です。

### ○憲法改正

「・・・平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」《下段後行へ》

《↓前頁 1 段末行より》  
本国民として、日本国天皇陛下のお誕生日をお祝いするため皇居に参賀した。

### 【台湾民政府】

明治 27 年、日本は清国と戦った。そして翌年下関において、下関条約が結ばれた。大清国皇帝から大日本帝国天皇に台湾を割譲したのだ。『割譲』だから植民地ではなく、日本領土になったのだ。もちろんこの時、台湾人には国際法に則り 2 年間の猶予を与えに国籍の選択をさせた。

そして昭和 16 年、日本は大東亜戦争に突入した。当初日本は彼ら (元) 台湾人を徴兵しなかった。もちろん多くの (元) 台湾人が志願兵として一緒に戦ったことは言うまでもない。ところが戦況の悪化に伴い、昭和 20 年 4 月 1 日をもって、(元) 台湾人である日本人にも徴用を始めた。

昭和 20 年 8 月 15 日、日本はポツダム宣言を受諾し、台湾における『権利』『権限』『インフラ整備の『請求権』を放棄した。そしてサンフランシスコ《下段行頭へ》

《↑上段より》  
《↑上段より》

こういう趣旨を述べた憲法・基本法が他にあるでしょうか。憲法は「不磨聖典」ではありません。憲法 6 の条では、国議員の 3 分の 2 以上でない改正発議ができない、となっています。ふざけています。まづ、「ここを」過半数」と改正すべきです。

### ○野田政権

前回の総選挙での個人演説会で応援弁士として、「政権交代というマスメディアの煽りによって、民主党に投票することは、天に向かつて唾を吐くことだ。その唾は私たちに落ちてくる。」と言いました。全くそつなりました。とんでもない総理大

### 《↑上段中央より》

講和会議ではポツダム宣言を踏襲した条約を締結した。日本が返還したのは『権利』『権限』『請求権』等であり、台湾の領土・領民は下関条約により未だに日本に帰属している。ところが日本は敗戦により連合国の統治下になった。よって台湾の領土領民の地位は現在連合国の代表国米国の管理下にある。同様に考えると、千島・樺太、さらには南沙・西沙群島も米国の管理下に属するのだ。

ヒラリー長官が今春「六カ国協議を開き、南沙・西沙群島問題は国際法で解決しよう。」と述べた。この発言は何を意味するかを考えれば、台湾の帰属問題は明白ではないか。これが台湾民政府、林志昇氏等の主張である。

彼らは「我々は日本人であることを認めよ。」と主張し日本政府相手に訴訟の準備中である。ささやかながら私もお手伝いを考えている。その節はまたご支援を賜りたい。 増木

臣が続ぎ、国際的に信頼を欠き、国を守ることも危うくなっています。早急に解散すべきです。そして、衆議院・参議院とも選挙方式を変えるべきです。特に「小選挙区制」は「中選挙区制」に戻すべき。今のやり方では、「八方美人」で「票多ければ代議士です。基本的なベースである「教養」の無い国会議員が多すぎます。まだまだ問題は沢山ありますが、年始にあたり、以上の点について小生の思いを述べさせていただきます。

ふりつもるみゆきにたへていろかえぬ  
まづぞ、ををしきひとまかくあれ  
昭和 21 年正月昭和天皇陛下下

# 各位から一言いただきました

## 日本も多少目覚めたか 尖閣の実効支配

広島 奥中正之

日本国政府はわが国の領土である尖閣諸島への自国民の上陸を禁じている。しかし、次の報道によると、海上保安庁の巡視船が見守る中、沖縄・石垣市議会議員ら4人が魚釣島に上陸したそうである。

上からの指示により、海保がとった行為とすれば、政府も実効支配を強める姿勢を少しは見せ始めた可能性はある。

ところで、尖閣諸島に関するわが国の領有権に関して、中西輝政京大教授(国際政治学者)が衝撃的なポイントを指摘されている。

尖閣諸島の領有権をチャイナが主張しはじめたのは、近辺の海底に石油資源が埋蔵されていることが1968年に知られてからだ、私は理解していた。

マスコミや有識者の発信に基づく知識である。1月3日付産経新聞に掲載された「仮想ドキュメント」(下記)にもそのように書かれている。しかし、中西教授のご報告によれば、第二次世界大戦の敗戦国である日本の領土については、「カイロ宣言」に依拠して決定されるべきであるとするのが、チャイナ共産党の政策であるというのである。

「カイロ宣言」には、次の記載がある：「右同盟国ノ目的ハ日本国ヨリ千九百十四年ノ第一次世界戦争ノ開始以後ニ於テ日本国力奪取シ又ハ占領シタル太平洋ニ於ケル一切ノ島嶼ヲ剥奪スルコト並ニ満洲、台湾及澎湖島ノ如キ日本国ガ清國人

ヨリ盗取シタル一切ノ地域ヲ中華民國ニ返還スルコトニ在リ」

従って、日本が清国から奪取した沖縄は、チャイナの主権を正当に中華民国から引き継いでいる中華人民共和国に対して、「カイロ宣言」に基づいて返還すべきものである。

沖縄は日本の領土ではないのだから、日本は魚釣島について語る資格はない。上記の政策は、チャイナ共産党とチャイナ外務省が共同で行った会議の決定であり、1950年5月15日付文書に記録されている。

さらに、この文書は2005年7月にチャイナ外交部の決定によって公表されている。従って今日も1950年に決定した政策であることをチャイナは世界に示していることを見ることもできる。

《祖国と青年》23年11月号より引用  
国際法は慣習法だと言われる。国際政治の指針となる国際法は強国のリーダーシップで決められてきたのが歴史である。戦後の超大国アメリカの主導で決められた、日本への沖縄返還を真っ向から否定する方針をチャイナは、建国一年後に早々と打ち出していたことになる。そして2005年に至り「日本への沖縄返還」の否定を世界に向けて公表したのである。

チャイナはアメリカに対する軍事抑止力未整備の間は、日本には下手に出て、「日中友好」などと、美辞麗句を駆使し、鄧小平は「尖閣諸島の領有権問題は百年先の子孫にその解決を委ねよう」などと時間稼ぎをしてきた。ところが軍事力強化が進むにつれて、チャイナは一

歩一歩と沖縄と尖閣諸島に対する領有権の主張を強めてきている。

(日本国内にチャイナの方針に従うシNP育成の謀略もチャイナは進めている可能性が高い。沖縄の現知事と知事選を闘った革新派の候補者は日米同盟を破棄して日中同盟を結びべしとの政治主張である) 次の「仮想ドキュメント」の冒頭でも触れられているように、

「わが日本国政府には、領土や主権を死守せねばならないという意識があらわれるほどに希薄」な状況が続けば、100年も立たぬうちに、沖縄と尖閣諸島を実効支配するのはチャイナということになるだろう。

一昨年、尖閣諸島近くのわが国の領海でチャイナの漁船が海保の巡視艇に故意に衝突した横暴に対して、また法律違反船長を釈放した政府の無能・不作為に対しても怒った多くの国民が主権意識を持ち始め、領土保全の重要性に目覚め始めた。

この世論の動きに併せて政治家が意識を変え始めた萌芽が、今回の市議上陸を見守った海保の姿勢に現れているのならば、遅きに失した感はあるが、まだチャイナの長期戦略にわが国が対抗できる可能性は残されているかも知れない。

今朝、我盟友、仲間均議員が尖閣に上陸。トヲトヲト！

フジテレビ系1月6日(火)の22分配信尖閣諸島魚釣島に沖縄・石垣市議会議員ら4人が上陸。市として固定資産税の評価など調査

3日午前の時半、尖閣諸島の魚釣島に、沖縄・石垣市議会の議員ら4人が上陸した。尖閣諸島を行政区域に持つ石垣市として、固定資産税の評価や、生態系の変化についての調査を行った。

石垣市議会の仲間 均市議、仲領忠師(なにかみね・ただし)市議ら4人。

仲間氏らは2日午後1時ごろ、漁船で石垣島の新川漁港を出航した。3日朝に尖閣諸島海域に到着、手こぎのゴムボートに乗り換え、午前の時半に魚釣島に上陸した。上陸した議員は「ヤギはたくさんいました。海上保安庁は、今日は6隻警備にたっています」と話した。

4人の乗った漁船は、出航直後から海上保安庁の巡視船に追尾され、最終的に停船命令を受けたものの、巡視船が沖で見守る中、上陸したという。

## 日中友好40周年と浮かれて いる時ではない

東京 太山 清

ポツダム宣言第8条にカイロ宣言の条項が履行される事が記載されています。そして田中角栄と大平正芳は40年前の日中共同宣言に、そのポツダム宣言第8条を受け入れて仕舞いました。中共の畏にかかったとしか言いようがありません。

この共同声明の条項は台湾問題に関連しますが、またそれは領土問題にも関連します。尖閣が適用されると中華人民共和国は主張するでしょう。

田中と大平は彼らが言い掛かりをつける口実を与えたことになりました。田中角栄という外交に素人な首相が40年前に行った悪手のつけを、我々はこれから挽回しなければなりません。先ず、日中共同声明が国益の観点から問題点が多々ある事を周知させたいです。

今年の日中友好40周年と、浮かれています。時ではないのです。詳しくは次のブログ 《次頁4段へ》



総務省の野望粉砕について  
横浜の教育を考える会 湯澤甲雄

法令の規定に反する事業目的を有する神奈川県教職員組合との交渉中止を求める陳情

2014 年 1 月 日

神奈川県議会議員 持田 文男 殿

横浜の教育を考える会 代表 湯澤甲雄  
横浜市南区・・・ 電話・・・

②、陳情の趣旨

神奈川県教職員組合（以下「県教組」という）は、法人となる旨を神奈川県人事委員会に申し出る事によって法人となった登録職員団体であります。その組合規約に法令の規定に違反する事項が記載されている法人の能力、資格を有しない虚空の職員団体であります。県人事委員会の事務処理は、法令に違反して行われています。

県議会は地方自治法第 2 条 1 項の地方公共団体は法令に違反してその事務を処理してはならない」と及び「前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為は、これを無効とする」との規定に基づき、同法第 6 の条（議決事件）14 項により県教組の交渉窓口である神奈川県教育委員会に対し、県教組の規約が神奈川県議会及び県人事委員会によって合法と認められる修正が行われるまでの間、一切の交渉を中止するよう総合調整の議決をしていただくことを陳情いたします。

併せて、一切の税務上の優遇措置を中

止するようご手配下されることを陳情いたします。

②、陳情の理由、背景等

(1) 地方公務員法第 53 条（職員団体の登録）に基づき登録された職員団体に対し、同法第 54 条（法人たる職員団体、但し本条文は平成 20 年削除）の「前段規定」と「後段規定」（民法準用規定）があつてその中には組合規約を法に従わせる規定と法務局による非訟事件手続法の規定が含まれている）の事務に関し、県人事委員会による一貫性を欠いた事務処理が行われ、「前段規定」のみが行われました。「後段規定の前段」の事務が欠落したために、民法第 43 条（法人の能力）に反して、法令の規定に従う規約を有しない虚空の者が法律上の権利、義務の主体として認められるという根本的に誤った事務が行われています。

(2) 平成 20 年「一般社団・財団法人及び公益法人認定法の施行に伴う関係法律整備法」が定められ、同法第 207 条及び第 208 条により現在の職員団体は新たな「職員団体等」に対する法人格の付与に関する法律（以下「新付与法」という）第 2 条 9 項に規定する法人である登録職員団体として存続されることになりました。従いまして、「整備法」や「新付与法」の下においても、神教組は法人の能力を有しない虚空の登録職員団体であることには変わりありません。

(3) 他人に対する法的対抗要件を備える法人格を有する登記法人は、非訟事件手続法第 120 条（設立の登記）により、申請書には定款、理事の資格を称する書面、及び主務官庁の許可書又はその認証ある謄本を添付することを要すとあ

ります。地公法第 54 条により、添付すべき許可書又は謄本は「人事委員会の法人となる旨の申し出の受理書」と読み替えることあります。従いまして、法務局に登録された登記法人においても、神教組は法人の能力の無い虚空の登録職員団体であることには変わりありません。しかし外見的には、県教組は第三者に対する法的対抗要件を備えた法人格を有する職員団体に見えます。即ち、県人事委員会と県教組は、県民や世間をパテンに付けているのです。

①、法令に違反する神教組の規約

神教組規約の中には、次のような法令に違反する事業目的があります。これらは、地公法第 54 条、民法第 43 条により神教組の事業目的から削除されるべきであります。

(1) 教職員の経済的社会的政治的地位の向上（公務員たる教職員が国民全体の奉仕者以外の地位を求めて、被奉仕者たる国民の私人間に属する地位の向上を事業目的とする）は憲法第 19 条に違反します。

(2) 教育及び学術研究の民主化（教育は主権者たる国民が法律の定めるところにより権利を有し、義務を負うこと）について、憲法第 26 条は国民に保障しています。このために主権者たる国民は、公務員を選任、任用し、法律の定めるところにより奉仕させることにより憲法の被保障権を享受します。

教育は、既に主権者たる国民の下に行われており、民主化されています。国民全体の奉仕者である公務員で構成される神教組が、「教育の民主化」を事業目的とするのは、憲法第 26 条に違反します。

(3) 学校運営の 《下段中央へ》

《↓前頁末尾より》  
参照。  
<http://nipponkaiginiharaoo.blog86.fc2.com/>

【1】参考】

○ 日中共同声明 第 3 条  
中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。

日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第八項に基づく立場を堅持する。

○ ポツダム宣言第 8 条

「カイロ」宣言の条項は履行され、又日本国の主権は本州、北海道、九州及四国並に我等の決定する諸小島に局限する。

《↓上段末尾より》  
民主化に関すること

（学校運営という教育行政は、教育基本法第 1 の条により「国と地方公共団体とによって行われなければならない」、地教法第 29 条により「教育委員会及び地方公共団体の長は、その職務権限を執行するに当たっては、法令、条例等定める規則及び規定に基づかなければならない」、学校教育法第 37 条 4 項「校長は公務をつかさどり、所属職員を監督する」とあり、職員団体がいささかも教育行政の当事者になることはありません。従って、この事業目的は、教育行政を攪乱するのみであり、国家公務員法第 1 条 6 項、同法第 102 条（政治的行為の制限）、人事院規則 14-17 第 5 項第 2 号、第 9 号、第 9 号及び第 9 項第 1 号、第 8 号、第 9 号、第 10 号、第 11 号、第 12 号、第 13 号、第 15 号、第 16 号等に違反します。）

以下、「ご参考までに追加して意見を申し述べます。」

〔総務省のペテン師が仕掛けた憲法秩序壊乱を招く装置の粉砕について〕

「職員団体」「登録職員団体」「登録職員団体法人」「法人の能力を備えた(組合規約が法律の定めに従っている)登録職員団体法人」「法人の能力を備えた法務局に登記された職員団体」の、5種類の言葉が関係法令の随所で使われており、理解を難しくしています。

地方公務員法第54条が削除される前の法人格が付与された職員団体とは、人事委員会が法人の能力の認証を受けた後、法務局に登記した5番目の職員団体でありました。それが、県人事委員会が一貫性にかけた事務処理を行った結果、現在の職員団体は6番目の虚空の「登録職員団体法人」です。法務局に登記されているものも3番目のものです。

「整備法」第208条により移行した職員団体も、「新付与法第2条の項に規定する法人である登録職員団体として存続するものとする」とありますので、6番目のものです。法務局に登記される職員団体も従来と同様に、3番目のものです。

「新付与法」の下に新設される職員団体は、第3条1項により、国家公務員、地方公務員、最高裁判所職員の3つの職員団体に限り、6番目のものであり法人格取得済みのものとされ、法務局に登記されるものも6番目のものであります。ところが、上記3つの職員団体を除いた実在が疑われる職員団体は、第4条(認証の申請)の法人格取得の手續が要求されているので、4番目のものこととなります。結局総務省は、職員団体を法の支配を受けないよう

《下段中央へ》

編集後記

今年はどういう年になるのだろう。ひよっとすると選挙の連続。衆議院を皮切りに、もちろん解散ではない。自民の不信任提出に小沢派が乗った場合。民主御自ら負ける解散をする訳がない。そして大阪の市会選挙。これは解散。教育基本条例が通らなかつたら橋下市長は市会をバラすだろう。府会は過半数あるから強行突破しようと思えば出来るが市会は過半数にちよいたらず。

しかし、大阪府民の私としてはやはり橋下市長の動きが最も気になる。これは間違いない。私は基本的に橋下市長を信頼していない。信頼していないというよりよくわからない。大阪都構想も今ひとつよくわからない、今の区割りを改変する必要もよくわからない。わかるのは、東京がダウンしたとき、それを補完するシステム、これは絶対必要。この程度である。ところが、橋下市長の教育改革はよくわかる。教育の末席を担うものとして、非常によくわかる。一言で言えば「全て当たり前。何を今更か。」ところがそれを多くにリーダーたちは出来なかった。橋下市長は決断力があるのかヤケ糞かは知らないが言ってしまう。

《上段末尾より》

法で6番目に定め、憲法秩序を壊乱する拠点即ち革命運動の拠点を創ることを目的として「新付与法」を制定したことが理解できないのであります。これに対し我が神奈川県は、憲法、地方自治法等既存諸法令を帯し条例を持って、総務省のペテン師が「新付与法」で仕掛けた革命の芽を粉砕すべきであると考えます。以上

全国の教育関係者は批判的・・・当たりの前だ。橋下改革が成功すれば素晴らしいものになる。そうすると「己たちが批判される。出る杭は打たれる」と言うが、出る前から打たれている。教員に対する信賞必罰など当たり前の極みで、そもそも学校で何を教えるのか、「末は博士が大臣か。」ではない。自分の力で生きていく術だ。であるなら学校として子供たちが将来生きていく社会、ミ二社会でなければならぬ。信賞必罰のない社会などこの世にあるか。

いつそう学校を株式にしたら！ 本日は野高校、前回の試験で灘高に負けたので100円安とか。彼は弁護士。弁護士は百円取ろうと思えば、必ず二百円請求する。彼はどこまで本気なのか本音がよくわからない。しかし今、既存の政治家と違つ「議論から実行へ」の政策だけは間違いない。これはなにものにも勝る評価に与える。彼の運転する「橋下丸」で旅してみるのも面白いと思っている。いまのところ、橋下の教育改革だけは応援したい。 増木

活動資金ご協力のお願

【J支援等の口座】郵便振替 006808 241054 MASUKI情報デスク 三栗栄子 J銀E1中支店024349 普通 増木書夫

先ずは、平素より私どもの活動に力強いご支援を賜り心から御礼申し上げます。このレポートにもありますように、私どもは「国を破壊しよう」と思っている連中」と日々命がけて戦っています。ところが問題は活動資金。子供達に誇りある国を残すため今まで以上にがんばります。何卒資金のご協力を伏してお願ひ申し上げます。

○ M情報が活動の企画運営を行っている主な団体  
・ 救う会大阪  
・ 靖国神社に眠る御霊に感謝する会  
・ 米国に原爆投下謝罪を求める会  
・ 大阪の公教育を考える会  
・ スパイ防止法の制定を求める会  
・ 外国人参政権に反対する会・関西  
・ 日教組の違法行為を追及する市民の会  
・ 竹島を奪還する会・関西

○ カンパ金の主な用途は下記団体の活動の企画運営費です。  
・ 活動の資料等の発送費・道路、公園

◇ 前記口座、または同封の郵便振替にてご協力ください。

原稿・同封資料の募集について

弊会『M情報活動報告』は、現在のごく3毎月月初めに全国約2000(目標5000)部発送しております。掲載ご希望の論文、情報等ございましたらご希望の表記事務所までお送りください。